

<p>公安委員会 決裁資料</p>	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する取扱規程の一部改正について</p>	<p>令和7年3月12日 交通規制課</p>
<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている聴聞に係る公示について、インターネットを利用することを可能とする。</p> <p>(2) 取扱規程中に引用法令の条ずれの措置</p> <p>(3) 聴聞に関する告示の様式変更</p> <p>2 改正の主な理由</p> <p>(1) 「書面掲示」等のアナログ規制について見直しを行うとの趣旨から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という。）が一部改正され、公示の方法が見直されたことから、本件規程を改正するもの</p> <p>(2) 保管場所標章の廃止により、施行規則が一部改正となることに伴い、当該改正箇所を引用している本件規程中に条ずれが生じるため、これを措置するもの</p> <p>3 規程の概要</p> <p>保管場所を確保しない自動車の保有者に対する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車の運行の制限に関する手続き ○ 運送事業用自動車に関し関係行政庁への通知に関する手続き <p>について規程しているもの</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>		